

## 【1】事業内容

概要	<p>令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑な避難支援実施のため個別避難計画の作成に取り組む。</p> <p>益田市では令和5年度より計画作成を開始した。</p>
計画作成対象者	<p>次の(1)～(5)に該当する方（益田市地域防災計画の「避難行動要支援者」）</p> <p><b>(1) ねたきり、認知症等要介護認定3～5を受けているもの</b></p> <p>(2) 身体障害者手帳1級～2級を所持する者</p> <p>(3) 知的障がい者でA判定の療育手帳を所持する者</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>(5) 自主申請者</p> <p>※自宅にお住まいの方が対象です。施設入所(サ高住,有料老人ホーム等)や長期入院の方は除きます。</p>
作成方法	<p>居宅介護支援事業所、(看護)小規模多機能居宅介護支援事業所に作成を委託し実施予定。</p>

## 【2】 計画作成の流れ

①対象者の 確認・選定	計画作成対象者（要介護3～5の認定を受けられた方）を選定します。 ※市から随時対象者の通知は行いませんので、各事業所様でご確認をお願いします。
②本人または 家族へ作成の 同意確認	個別避難計画の作成は、本人または家族の同意が必要になります。 本人説明用チラシを活用し、個別避難計画の趣旨や必要性について説明したうえ、個別避難計画作成の同意確認を行ってください。 ○同意が得られた場合…作成に進む ○同意が得られなかった場合…作成はせず、今後必要時に作成する
③作成開始	益田市作成の手引きを参考に、市指定の個別避難計画様式にて計画を作成をします。 ハザード状況や避難方法等は本人や家族と確認しながら作成を進めてください。 災害発生時、必要に応じて関係機関等へ計画の内容を情報提供する場合があります。 情報提供に同意する場合は、計画裏面の同意欄に本人または家族に署名をお願いします。
④計画の共有	作成した計画は、副本を作成し本人や家族、避難支援者等と共有をしておきます。
⑤計画の 提出・請求	計画作成後、原本と完了届、請求書を高齢者福祉課へ提出してください。 請求のあった口座へ、市から委託料をお支払いします。 (提出していただいた計画は、益田市において厳重に管理します。)

### 【3】各事業所への委託について

委託料	新規作成1件 7,000円（税込）
委託先	居宅介護支援事業所 (看護)小規模多機能居宅介護支援事業所
契約について	委託期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日です。 令和6年度の委託契約について意向調査を実施予定です。（別途） 現在、事業を受託していただいている事業所様も回答をお願いいたします。

### 【4】その他

研修について	令和6年度も個別避難計画作成に係る研修会を開催予定です。 詳細が決まりましたら、改めてご案内いたします。
--------	---

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係  
〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号  
TEL : (0856) 31-0235 FAX : (0856) 24-0181